# 資 料

# 『赤十字標章の使用と管理に関する条約・規則・解説集』の編纂

# 井上 忠男

A compilation of "The collective documents of international and domestic legal instruments and their commentaries on the use of the Red Cross Emblem" with the purpose to better implement the law governing the emblem

#### Tadao INOUE

要旨:赤十字標章は、武力紛争時において医療活動を行う組織、要員及び資機材を保護するために1864年のジュネーブ条約によりその使用が規定された国際特殊標章である。本研究は、同標章の使用と管理を規定する国際文書及び国内文書並びに解説書を網羅した文献集を編纂することにより、標章の使用と管理を行う関係機関がこれらの適正な運用を図ることに資することを目的にする。

本稿は、標記研究の成果として平成22年3月に刊行の『赤十字標章ハンドブック~標章の使用と管理の条約・規則・解説集』([株]東信堂刊)の「はしがき」「目次」「凡例」のみを抜粋し、本研究の概要を解説したものであり、研究の全体像については同書を参照ください。

Summary: The Red Cross emblem, which was first adopted as an international distinctive emblem in the Geneva Convention of 1864, has been exclusively used for protecting the medical services of military or civilian in times of armed conflicts and, after WW II, more widely used in peace time as well.

This study is aimed at compiling the collective documents of international, domestic legal instruments and their major commentaries on the applied use of the Red Cross emblem. Henceforth to facilitate proper use/management of the emblem among parties concerned with helping secure a better implementation of the law governing the use of the emblem.

This abstract summarizes the outline of study by extracting the "introduction," "contents" and "explanatory notes" from "The Handbook on the Red Cross emblem: documents and commentaries on its use," to be published in March 2010. As for the full contents of the study, please refer to the above Handbook.

## はしがき

### 1. 赤十字標章の適正な使用と管理のために

本書は、赤十字標章の使用と管理に関する国際 条約を中心に国内外の関連規則およびそれらの主 要な解説を収録した文献集であり、平時および武 力紛争時に赤十字標章を使用する諸機関ならびに 使用を管理する関係当局がその運用にあたり参照 できる資料を提供することにより、同標章の適正 な使用と管理に資することを目的に刊行されました。

また、赤十字標章に関する研究を担う方々および一般読者の方々の赤十字標章に関する疑問等に 身近に応えることのできる資料としても活用され ることを期待しています。

赤十字標章 (Emblem of the Red Cross) は、武 力紛争時に傷病兵を保護救済する医療組織および その要員、輸送手段、資機材などを保護するために1864年のジュネーブ条約で軍隊の医療組織の国際特殊標章(International distinctive emblem)として初めて規定されました。今日では、戦時において軍隊の医療組織のみならず、文民の医療組織をも保護する標章として使用されるほか、平時においては、各国赤十字社の施設と要員、資機材などを表示するためにも広く使用されています。

一方で赤十字標章は、広く世界的に認知されているために、その商業的効果を期待した営利目的その他の濫用が多発し、その保護的価値が損なわれる状況が各国でみられます。歴史的にも赤十字標章の濫用の問題は、赤十字標章が1864年のジュネーブ条約で正式に使用されるようになって間もない1868年の赤十字国際会議において既に議題に上っています。わが国においても条約および国内法で禁止される濫用が少なからず見られる状況です。

また、冷戦終結後の民族紛争等の多発を背景に、 国連機能の強化に伴う平和維持活動が増大したことにより、自国の領域外に展開される加盟国軍隊が自国の赤十字標章を使用する場合に生じる問題や国連軍による赤十字標章の使用に関する問題などが指摘されてきました。さらに、国旗の一部または全部に赤十字が含まれているような国旗の問題や企業と赤十字が提携関係に入る場合の標章の使用に関する問題、およびインターネットの普及による不特定多数の個人や団体による赤十字標章の濫用などの問題も標章を巡る新たな問題として提起されてきました。

これらの問題は、赤十字標章が採用された当時から見られる伝統的な問題であると同時に、近年の国際情勢の中で新たに提起されてきた問題といえます。また、ジュネーブ諸条約と同追加議定書は、赤十字標章の適正な使用と管理を行うための多くの諸規定を設けていますが、それらの規定は膨大多岐にわたり、適正使用のために一般の人々がその全体像を把握するのは必ずしも容易ではないようです。

他方、わが国においては、平成16年に有事関連 法の整備が行われ、わが国の武力攻撃事態等にお いて国民の生命と健康を守るための医療活動を保 護する視点から、また有事関連法制定の基本理念 である「国際人道法の適確な履行の確保」の視点 からも、赤十字標章の適正な使用と管理が重要で あることが認識されてきました。

こうした中で、平成16年8月、わが国は1977年のジュネーブ諸条約追加議定書に加入するとともに、同月、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律」の改正を行いました。さらに、平成17年3月には、「国民の保護に関する基本指針」の中で、「国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び同第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする」(第4章第4節6)との国の方針が示されました。

こうした動きに連動して、平成20年7月、厚生 労働省は有事における赤十字標章の適正運用に資 するため「赤十字標章、特殊信号及び身分証明書 の交付要綱」を作成し、各都道府県の担当当局が 指定された医療機関に同標章を交付する際の交付 事務の概要を示しました。

このように近年、有事関連法の整備の一環として赤十字標章の使用と管理に関する国の法整備が急速に進んだことにより、今後、関係当事者には、赤十字標章の適正な使用と管理のために必要な基本的な知識に習熟することが一層求められるといえるでしょう。

#### 2. 本書の構成について

本書は、赤十字標章の使用と管理に関する主要な国際文書と国内文書ならびにジュネーブ諸条約等の規定を解説した赤十字国際委員会(ICRC)のコメンタリーの日本語訳などから構成されます。その構成は、第1編で赤十字標章の使用と管理に関する主要な国際文書を扱い、ジュネーブ諸条数を申らとする関連課題に対しています。

に関する主要な国際又書を扱い、シュネーノ諸条約を中心とする関連諸規定と、これらの規定に関するICRCのコメンタリーを訳出し収録しました。また第2編では、赤十字標章の使用と管理に関する国内文書をほぼすべて網羅しました。

第1編では、①1949年のジュネーブ第一条約、 第二条約、第四条約および1977年のジュネーブ諸 条約第一、第二追加議定書ならびに2005年のジュ ネーブ諸条約第三追加議定書の赤十字標章および 医療組織等の保護に関する条文ならびにその解説、 ②国際赤十字・赤新月運動を構成する諸機関が赤 十字標章を使用管理する際の指針となる「1991年 の各国赤十字社の標章使用規則」の全文および同解説、③赤十字標章の運用に関して、近年、新たに提起された問題を研究してきた国際赤十字の合同作業部会が、2009年11月23日から25日までケニアのナイロビで開催された赤十字代表者会議において各国に勧告的指針として示した「赤十字標章の使用に係る事業上および商業上その他の非事業上の課題に関する研究(通称、「標章の研究(Emblemstudy)」という)の全文等を収録しました。

ICRC発行の1949年のジュネーブ諸条約コメンタリーの邦訳書は、昭和32年に当時の防衛庁陸上幕僚監部から榎本重治氏訳の第一条約解説が、また昭和48年に朝雲新聞社から榎本重治、足立純夫両氏の共訳による第三条約解説が、さらに両氏共訳による第二条約解説および第四条約解説がそれぞれ昭和49年、昭和51年に刊行されましたが、本書のジュネーブ諸条約の解説はこれらを参照しつつ、今日の状況にも配慮しながら新たに訳出したものです。

また、ジュネーブ諸条約追加議定書の解説については、ICRCのコメンタリーを使用しましたが、第三追加議定書の解説は、凡例で示したようにQuéguinerのコメンタリーを使用しました。さらに、2009年11月に報告された国際赤十字の合同作業部会が作成した「標章の研究(Emblem study)」は本書が初めて邦訳したものであり、今日の赤十字標章を巡る諸問題への見解を理解する上での参考になるものと思われます。

このほか、間接的に赤十字標章またはスイス国旗の紋章等の濫用を禁止する「1883年の工業所有権に関するパリ同盟条約」などの国際条約も収録しました。

第2編では、国内法などの主要文書の中から、 赤十字標章の使用と管理に関する規定のみを抽出 し、それらをほぼすべて収録しました。

具体的には、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律」、「国民保護法」また自衛隊衛生部隊の標章の使用を規定する「防衛省訓令」のほか、平時における赤十字標章の使用許可権者である日本赤十字社の標章関連規定および赤十字標章の商標登録等を禁じた「商標法」などを収録しました。さらに「軽犯罪法」のように赤十字標章やその名称の使用を明示的には禁じていません

が、これらの違法使用を間接的に禁止する法律の 他、国民保護法の規定に基づき各省庁が作成した 国民保護計画における赤十字標章に関する規定に ついても収録しました。

このように本書は、現在参照することのできる 赤十字標章に関する国際文書および国内文書のほ ほすべてを網羅しました。

赤十字標章の適正な使用と管理は、武力紛争時のみならず、平時からその履行を確保することが最も重要となります。その目的は、武力紛争時に活動する医療組織とその要員等の安全を確保することにより、究極的には紛争犠牲者の生命、安全および尊厳を守ることにあります。本書がそのために有効に活用され、標章の適正な使用と管理への国民の理解が一層深まることを期待しています。

編者 井上忠男

#### 本書を活用する前に

本書をより良くご活用いただくために、以下の 解説をご覧ください。

# I 赤十字標章の使用と管理に関する基本的な規 則について

赤十字標章の使用は、国際法および国内法により厳しく制限され、許可を得た者以外の個人や団体が使用することは禁止されています。使用と管理にあたっての基本的な規則は、以下のとおりです。

1. 赤十字標章は、法律により使用が認められているもの、または公当局から正式の許可を得た者だけが使用することができます。

#### ①平 時

- a) 日本赤十字社が、社に所属する人やものを 表示するために使用する場合。
- b) 自衛隊の衛生部隊(医療組織)が使用する 場合。
- c) その他の団体が、無料の救護所を表示する ために日本赤十字社の許可を受けて使用す る場合。
- ②武力紛争時(武力攻擊事態)
- a) 公的または民間団体を問わず、国もしくは

自治体の使用許可を得た医療目的の組織 (その要員、施設、資機材、輸送手段等) が使用する場合。

- b) 自衛隊の衛生部隊(医療組織)が使用する 場合。
- c) 文民保護組織の医療組織が使用する場合 (その要員、施設、資機材等:\*文民保護 標章を併用することも可能)。
- 2. 上記1. 以外の使用は、公的、民間団体を問わず、いかなる団体であっても国際法、国内法により赤十字標章の使用が禁止されています。また赤十字標章と色、形状が類似した記章または紋章、ロゴ、および「赤十字(RedCross)」と類似した名称(日本語、外国語を問わない)の使用も禁止されています。これらに違反すると法律による処罰の対象となります。

# Ⅱ ここが知りたい

赤十字標章の重要規定に関する本書掲載のジュネーブ諸条約、同追加議定書諸規定およびその他の主な関連文書は、以下のとおりです。巻末の事項索引とともに参照ください。

- ●標章の使用と表示 GCI-38、39、42、44 条、GCII-41、43、44条、GCIV-18条、A PI-8、18条、APII-12条、標章の使用規則、 標章の研究、国民保護法、訓令
- ●標章の歴史 GC-I-38条、標章の研究
- ●標章の濫用禁止 GCI-53、54条、GC Ⅱ-45条、API-38、85条、APⅡ-12条、A PⅢ-6条、標章の使用規則、標章の研究、国民 保護法
- ●腕章および身分証明書 GCI-39、40、41 条、GCI-41、42条、GCIV-20条、AP I-18条、API附属I、国民保護法、訓令
- ●腕章、身分証明書の様式 GCI-40条、GCI-42条、GCN-20条、API附属書I、訓令
- ●標章の保護的使用と表示的使用 GCI-44 条、APⅢ-3条、標章の使用規則、標章の研究
- ●標章のデザイン、形状 G C I 38、G C I 43条、A P I 附属書 I 、標章の使用規則、訓令
- ●赤十字旗の使用 GCI-42、43条、GC

#### Ⅱ -43条

- ●医療組織、医療要員等の意味 GCIV-20条、API-8条
- ●赤十字国際機関の標章の使用 GCI-44条、APII-4条、標章の研究
- ●その他の者(無料の救護所)の使用 GCI-44条、標章の使用規則
- ●標章の違反行為と処罰 API-85条、標章 法、商標法、軽犯罪法

# 目 次/赤十字標章ハンドブック

はしがき iii 本書を活用する前に vii

第1編 赤十字標章に関する国際文書

### 第1部 ジュネーブ諸条約

■ジュラ	ネーブ第一	条約		6
第38条	条約の標	章		6
第39条	標章の表	示		15
第40条	衛生要員	の腕章	および証明	書 17
第41条	特別要員	の腕章	および証明	書 24
第42条	旗の使用			26
第43条	中立国律	5生部隊	の旗	29
第44条	赤十字の	名称お	よび標章の	使用 31
第53条	赤十字の	標章お	よび名称の	濫用の禁止
				45
第54条	濫用防止	:の措置		56
■ジュク	ネーブ第二	条約		63
第41条	標章の表	示		63
第42条	衛生要員	の腕章	および証明	書 69
第43条	病院船よ	まび小	舟艇の表示	75
第44条	標章の傾	巨用制限		81
第45条	濫用防止	:の措置		81
■ジュゔ	ネーブ第四	条約		84
第18条	文民病院	どの保護		84
第20条	文民病院	医の職員		96
第21条	陸上およ	び海上	の輸送	109
第22条	航空輸送	<u> </u>		112
附属書	l 病院地	帯およ	び安全地帯	に関する協
	定案	第6条	表示	117

			第2条	赤十字社の権限	259
第2部	ジュネーブ諸条約追加議定書		第3条	標章の威信と尊重	259
			第4条	二つの使用の区別	260
■ジュネ	ネーブ第一追加議定書	120	第5条	標章のデザイン	260
第8条	用語	120	第6条	保護手段として使用する標章の可	視性
第18条	識別	147			261
	認められた標章	163	第7条	赤十字社の内部規則	262
第85条	この議定書に対する違反行為の防		夸	第2部 標章の保護的使用	263
71.00711		178	第8条		
■ジュネ	ネーブ条約第一追加議定書附属書 I	1.0	)It 0 )It	る条件	263
	こ関する規則	180	第9条	赤十字社の医療要員	263
第1条	総則	180		赤十字社の医療組織および輸送手	
	軍の医療要員以外の常時の医療要		710 10 710	A L L TENENS TO THE STATE OF TH	264
714 <b>2</b> 714	よび軍の宗教要員以外の常時の宗		第11条	表示の特別規則	265
	員の身分証明書	<b>3</b> 7.2	第12条	その他の識別信号	266
	X 0 7 7 m 7 h	182	第13条	平時からの表示	266
第3条	軍の医療要員以外の臨時の医療要	_	第14条	保護および表示手段としての標章	
71 O TK	よび軍の宗教要員以外の臨時の宗		WITK	時使用	267
	員の身分証明書	182	第15条	中立または紛争当事者以外のその	
第4条	形状	183	M110/K	国の赤十字社	267
第5条	使用	183	查	第3部 標章の表示的使用	267
第6条	(特殊信号の)使用	184	第16条	赤十字社の構成員および職員	267
おり木	(157本旧分》) 区 /市	104	第17条	赤十字・赤新月ユースのメンバー	
<b>■</b> 32 - 3	トーブ諸条約第二追加議定書	218	第18条	赤十字社が標章の着用を許可した	
	特殊標章	218	和10木	他の者	268
3712X	70 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	210	第19条	赤十字社が使用する建物および敷	
<b>■</b> ジョラ	トーブ諸条約第三追加議定書	223	771J	が「子はが反用する定物のより易	269
序 文		223	第20条	赤十字社が所有するが占有しない	
前文		228	/13/20/K	および敷地	269
第1条	この議定書の尊重および適用範囲		第21条	赤十字社の病院、救護所または輸	
第2条	特殊標章	236	N1717K	段	270
	第三議定書標章の表示的使用	242	笙99条	第三者が運用または使用する救護	
	赤十字国際委員会および国際赤十		7722X	おご教急車	270
77 4 76	赤新月社連盟	247	笙93条	赤十字社が組織するキャンペーン	
第5条	国際連合の主催の下の任務	248	₩20Ж	びイベント	271
	濫用の防止および抑止	250	<b>第94条</b>	第三者による標章使用の申請	275
おり木	温力の別止るより特止	250		第4部 特別の規則	277
第3部	標章の使用に関するその他の規則	レ紐		その他の団体との協力	277
MA O Ub	告	255		メダルおよびその他の記念品	277
		200		救援物資	278
■友国書	ト十字社による赤十字標章の使用規	目は		   大学・赤新月運動規約	279
■行門外	・・・ アはによるか! 才伝早り医用処	256	■凹跡り	1、1	419
前文		256	■赤十年	字国際委員会規約	279
序文		257	<b>■</b> Ø1 1 5	」 口 I	413
		257 258	■赤十年	字国際委員会と赤十字社連盟の協定	280
	標章の目的	258 258	<b>■</b> Ø1 1 5	」 口小女兄女 この・1 丁山庄皿・7 脚だ	. 200
/v + /r	lシート、 ロ h 1	200			

■赤十字標章の使用に係る事業上および商業上 その他非事業上の課題に関する研究(標章の 研究) 281

はしがき 281

序 文 282

目的及び方法論 282

一般原則および概念 288

第1部 標章の使用に係る事業上の課題に関す る勧告 299

〈A. 国の当局による使用〉

Q.1: 武力紛争の当事国は軍隊の医療組織の標章 を一時的に変更することができるか。 299

Q.2: 国の軍隊の医療組織は赤十字と赤新月の二 重標章を使用することができるか。 304

Q.3:同一の合同軍で活動する国の軍隊の医療組織は二つの異なる承認された標章を同一の場所および輸送手段に表示することができるか。 307

Q.4:戦闘救命員(CLS): これらのものは標章を使用することができるか。309

Q.5:標章を使用することができる軍の医療要員 および医療用輸送手段は武器を携行することがで きるか。 314

Q.6:保護標章の使用を許可する権限は誰にあるか。各国赤十字社は、これに関していかなる役割を担うか。

Q.7: 占領地域では、標章をいかに使用すべきか。 326

- a) 占領国軍隊の医療組織による使用
- b) 被占領国の文民病院(およびその要員)、 文民医療組織、医療要員および輸送手段によ る使用

Q.8: 文民病院および医療組織は、平時から標章 を表示することができるか。

Q.9: 国が提供する救援物資に標章を表示することはできるか。

Q.10: 国は承認された白地の特殊標章を自国の国 旗に使用することができるか。 341

〈B. 赤十字社による使用〉

Q.11:各国赤十字・赤新月社は一時的に標章(保護的または表示的使用)を変更することができるか。 344

Q.12: 赤十字社は表示的または保護的目的のために赤十字・赤新月を並記した「二重標章」を使用することができるか。 347

Q.13:二つの異なる承認された標章を、同じ敷地で複数の赤十字社が共有する輸送手段に表示する

ことができるか。

Q.14:いかなる条件で赤十字社は標章を保護標章 として使用することができるか。 354

Q.15: 武力紛争時に赤十字社は当局の明示の許可なしに保護標章を使用することができるか。 362 Q.16: 赤十字社の要員は軍の医療組織の補助機関としての役割の枠内で保護標章をどのような活動のために使用することができるか。 366

Q.17: 赤十字社の医療要員は軍の医療組織の補助 要員として活動するときに、赤十字社のロゴを使 用することができるか。すなわち、赤十字の医療 要員は保護標章をいつ使用することができるか。

369

351

Q.18: 赤十字社は大型の表示標章 (赤十字社のロゴ)を使用できるか。 372

Q.19: 赤十字社は自国政府の海外での人道支援活動に参加する場合、1949年のジュネーブ第一条約第26条の範囲を超えて、その要員に当該赤十字社のロゴの使用を許可できるか。 377

Q.20: 赤十字運動の構成員が国連機関またはその他の外部提携団体と提携して活動する場合、標章/赤十字社ロゴの使用については、どのような規則が適用されるか。 380

Q.21:被援助者の領域で支援を提供する援助社の標章および赤十字社のロゴの使用に関して被援助社はどのような役割を持つか。

Q.22: 赤十字社が提供する救援物資に赤十字社の ロゴ(または標章)を表示することができるか。

393

Q.23:いかなる状況において各国赤十字社は国旗 またはその他の国の紋章を赤十字標章と同時に使 用できるか。 396

〈C. ICRCによる使用〉

Q.24:ICRCは、いかなる場合に赤十字標章を表示しない決定を行うことができるか。その場合、いかなる条件で:

- a)いかなる標章も使用しない決定ができるか。
- b) 赤のクリスタルを使用する決定ができるか。
- c) 赤新月標章を使用する決定ができるか。

400

Q.25: 赤十字標章とICRCロゴの違いは何か。 ICRCは、それらをどのように使用するか。

Q.26: ICRCは、武装保護を受ける場合、標章を いかに使用することができるか。 408

〈D. その他の団体による使用〉

Q.27: 国際機関 (例えば国連、アフリカ連合、欧

州連合、NATO) は標章を表示することができるか。 410

Q.28: 非国際的武力紛争において武装集団の医療 組織は標章を使用できるか。 415

Q.29: 国の軍隊または赤十字運動の構成員の医療 組織以外の団体、特に非政府機関(NGO) は標 章を保護標章として使用することができるか。

418

Q.30:民間軍事/警備会社 (PMC/PSC) は標章を使用することができるか。 426

Q.31:1949年のジュネーブ第一条約第44条第4項 による第三者の救急車および救護所への標章の使 用について赤十字社の役割は何か。 433

第2部 商業上その他の非事業上の標章使用に 関する課題への勧告 438

〈A. 国の当局による使用〉

Q.32:「1968年11月8日の道路標識および信号に 関する国際連合条約」および「1971年5月1日の 道路標識及び信号に関する条約を補足する欧州協 定」: これらの条約は標章使用に関する規則と矛 盾しないか。 438

#### 〈B. 各国赤十字社による使用〉

Q.33:各国赤十字社は一般に配布または販売する物品に標章および社のロゴを表示することができるか。 445

Q.34:各国赤十字社は提携企業が配布または販売 する物品もしくは広告資材に標章または赤十字社 ロゴを表示することを許可できるか。 448

Q.35: 各国赤十字社は:

- a) 赤十字への支援企業の名称またはロゴを赤 十字社のウェブサイトに表示することができ るか。
- b)標章または赤十字社のロゴを支援企業のウェブサイトに表示することができるか。

Q.36: 赤十字社が所有または管理し、その利益または資金が赤十字社に納付される赤十字社の営利会社もしくはその他の法人は、標章または赤十字社のロゴを使用することができるか。 458 Q.37: スポンサー: スポーツ・チームまたは選手はどの程度、宣伝もしくは資金募集の目的で赤十

字社の標章またはロゴを使用することができるか。 どのような契約が可能で、その制限は何か。 463 Q.38: どの標章およびロゴをどのような方法で赤 十字社の出版物の表紙に使用するか。 469 Q.39: 赤十字社はそのレターヘッドにどの標章とロゴを使用すべきか。471

〈C. ICRCによる使用〉

Q.40: ICRCは、国際赤十字・赤新月運動に関する出版物に、いかなる標章を表示すべきか。 477 Q.41: ICRCは、その名称、ロゴおよび画像を商業目的でいかに使用できるか。 479

〈D. その他の団体による使用〉

Q.42: 赤十字社がすでに承認されている国において、NGOまたは民間企業が「赤十字」「赤新月」または「赤のクリスタル」として登録する問題にどう取り組むか。 488

Q.43: 「自発的な募金者」は標章/赤十字社のロゴ を使用することができるか。 498

第3部 標章濫用の防止および停止の勧告 〈A. 国の責務〉

Q.44: 国がとるべき法的、規程上および実際的措置は何か。 502

Q.54:標章の使用を管理する諸規則の普及に関する国の責任とは何か。 509

〈B. 赤十字の役割〉

Q.46:標章の使用に関する赤十字社の使命と責任 は何か。 513

〈C. ICRCの役割〉

Q.47:標章の使用に関するICRCの使命と責任は 何か。 521

Q.48: ICRCがセビリア合意に基づき主導的機関として活動する場合、標章使用に関するICRCの責任は何か。またICRCはいかなる措置を講ずるべきか。 528

Q.49:標章またはその名称の「模倣」という用語の国際人道法上の意味は何か。 531

Q.50: インターネット上の標章およびその名称の 濫用にどのように取り組むべきか。 536

〈D. 特別な問題〉

Q.51:標章への意識を高め、濫用を防止、減少させるためには、どのような戦略が有効か。「標章保護キャンペーン」から得られる教訓。 542

■「工業所有権の保護に関する1883年のパリ同盟条約」(1979年改訂) 553

第2編 赤十字標章に関する国内文書

第1部 赤十字標章の使用を制限する規定

452

法律

■赤十字の標章及び名称の使用の制限に関する

■赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関	す 索引 xxx
る法律施行上留意事項の件 5	561
	凡 例
■商標法(抄) 5	563
	1. 本書のねらい
■軽犯罪法(抄) 5	664 本書は、赤十字標章を使用、管理する関係機関
■ 年2023年(A (19)	
	が、その運用にあたり参照することができるよう
■意匠法(抄)	664 に、関連する国際文書およびその解説ならびに国
	内文書を収録したものである。
第2部 赤十字標章に関する国民保護関連の	規
定	2. 文献について
	1949年のジュネーブ第一条約、第二条約および
■武力攻撃時における国民の保護のための措	置 第四条約の当該条文の解説は、いずれもICRC発
に関する法律(抄) 5	669 行の英語版コメンタリー、"Commentary: I
	Geneva Convention, 1952, First reprint, 1995",
■赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の	
	reprint, 1994", "Commentary: IV Geneva
用に関するガイドライン	-
	Convention, 1958, First reprint, 1994"を使用し、
■厚生労働省の赤十字標章、特殊信号及び身	
	it、"Commentary on the Additional Protocols of
■国民の保護に関する基本指針(抄) 6	8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12
	August 1949, ICRC, Martinus Nijhoff Publishers,
■各省庁の国民保護計画(抄) 6	501 1987"を使用した。また同第三追加議定書につい
	ては、ICRCコメンタリーが依拠している"Inter-
■都道府県国民保護モデル計画(抄) 6	national Review of The Red Cross" Vol.89, No.86
	5 March 2007に収録のJean-François Quéguiner
■市町村国民保護モデル計画(抄) 6	514 のコメンタリーを使用した。
	なお、ジュネーブ諸条約第一追加議定書附属書
第3部 赤十字標章に関する自衛隊の規定	I の解説については、1993年11月30日に改訂され
■赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に	
する訓令 6	
	コメンタリー)を使用した。したがって、一部条
第4部 赤十字標章に関する日本赤十字社関	
の規定	624 付属書の解説は改訂附属書の解説としても十分有
	益なものであると思われる。
■日本赤十字社法(抄) 6	524 さらに、解説の中には、本書に収録していない
	条文と解説への言及があるが、これらについては、
■赤十字の標章の表示標章としての使用に関	す 当該ICRCコメンタリーを参照していただきたい。
る規程 6	524
	3. 文書の名称
■赤十字の標章使用許可規程 6	i26 本書の目次および各章の見出しにある国際条約
— // 1 3 // /// IX///#1 3 ///IE	などの文書の名称は、正式名称ではなく、略称
■ 去十字 煙音の 海正 使用 について の	
■赤十字標章の適正使用について 6	27 (又は通称、俗称)で表記した。

資料

■赤十字・赤新月標章の描き方

630

y る 560

#### 4. 表 記

- (1)条約文、国内法令文書等については、日本語の正文または公定訳が官報で公布された条約等については、原則、そのまま収録したが、ジュネーブ第三追加議定書については、現在、日本語の公定訳がないため仮訳とした。
- (2) 〔〕の条文見出しは、原文書にはないが ICRCのコメンタリーにあるものを原則そのまま 付した。
- (3)条文、年月日、番号の数字については、 読者の読み易さを考慮し、日本語の正文または公 定訳で、例えば「第百四十四条」とあるものは、 「第144条」に、「千九百四十九年八月十二日」は、 「1949年8月12日」のようにアラビア数字で表記 した。
- (4)ジュネーブ諸条約第一、第二追加議定書解説文の各節冒頭の数字は、ICRCコメンタリーの各節冒頭に記されたパラグラフ番号を示す。
- (5)条文の表記については、「項」は、条約文の第1項、第2項等を、「節」は各項中の文節を 意味して使用した。
- (6) 解説が各項毎になされている条約条文については、読者の利便を考慮し、条約正文にはない項番号を(①②③のように)条文中に付した。
- (7) 1949年のジュネーブ諸条約の日本語正文は、英語正文のmedical unitを「衛生部隊」と表記しているが、1977年の同条約追加議定書の公定訳は、同語を「医療組織」と訳している。

本書の解説では状況により両語を併用するが、意味は同じである。

- (8) コメンタリーでは、armlet (腕章) とbrassard (臂章) の語を併用しているが、その相違は微少であるためともに「腕章」とした。
- (9) 脚注番号は、本書では条約毎に通し番号としたので、原書の脚注番号とは一致していない。
- (10) 読者の便宜のため、必要により〈訳者注:〉を挿入した。
- (11) 人名の表記は原文のまま用いたが、日本 語表記が一般化している人名(アンリ・デュナン など)は、( )内に日本語を記した。
- (12) 日本語で「GCの解説」とあるのは、本書に邦訳を掲載しているコメンタリーを示し、英文で「GC Commentary」とあるのは、本書未掲載のコメンタリー(英文原典)を意味する。「APの解説」「AP Commentary」等の表記についても同様である。

### ■主な略語一覧■

- ジュネーブ第一条約【GCI】: 戦地にある軍隊 の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949年8月12日のジュネーブ条約
- ジュネーブ第二条約【GCII】:海上にある軍隊 の傷者、病者及び難船者の状態の改善に 関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- ジュネーブ第三条約【GCⅢ】: 捕虜の待遇に関 する1949年8月12日のジュネーブ条約
- ジュネーブ第四条約【G C IV】: 戦時における文 民の保護に関する1949年8月12日のジュ ネーヴ条約
- 第一追加議定書【API】: 1977年のジュネーブ 諸条約第一追加議定書
- 第二追加議定書【APⅡ】: 1977年のジュネーブ 諸条約第二追加議定書
- 第三追加議定書【APⅢ】: 2005年のジュネーブ 諸条約第三追加議定書
- 1907年ハーグ規則:陸戦の法規慣例に関する規則 (ハーグにおける1907年10月18日の陸戦 の法規慣例に関する第四条約附属書)
- 2003年の最低限必要な事項:2003年の赤十字代表 者会議により採択された規則10に付属す る「国際赤十字の構成員と外部事業、提 携団体との事業協定に含まれるべき最低 限必要な事項」

ICRC: 赤十字国際委員会

連盟 (IFRC): 国際赤十字・赤新月社連盟

IRRC(RICR): 国際赤十字雑誌(International Review of the Red Cross)

赤十字運動:国際赤十字・赤新月運動

CDDH: 武力紛争時に適用される国際人道法の再確認と発展のための外交会議

O.R.: CDDHの公式記録文書

標章の使用規則:1991年の各国赤十字社の標章の 使用規則

標章の研究:赤十字標章の使用に係る事業上およ び商業上その他の非事業上の課題に関す る研究(Emblem study)

赤十字標章法:赤十字の標章及び名称等の使用の 制限に関する法律

訓令:赤十字標章及び衛生要員の身分証明書に関する訓令